主に提出するものとする。この場合において、掛金拠出中小事業主は、当該申出を受けたときは、連合会に、当該申出に係る書類の写しを送付しなければならない。	
一　氏名、性別、住所及び生年月日	（新設）
二　当該企業年金加入事業主の名称及び住所	（新設）
三　当該企業年金加入事業主に使用されるものとして企業年金加入者又は他制度加入者に該当することとなった年月日	（新設）
四　加入者に係る事業主掛金の額（企業年金加入事業主に使用される者として企業型年金加入者に該当するものに係る事業主掛金の額に限る。以下この条において同じ。）又は他制度掛金相当額（企業年金加入事業主に使用されるものとして他制度加入者に該当するものに係る他制度掛金相当額に限る。以下この条において同じ。）	（新設）
2　加入者は、前項の申出書を掛金拠出中小事業主に提出するときは、当該加入者に係る事業主掛金の額又は他制度掛金相当額を証する書類を添付しなければならない。	（新設）
3　第１項の規定により掛金拠出中小事業主に申出書を提出した加入者は、企業年金加入事業主に使用されなくなったとき、企業年金加入事業主に使用される者として企業型年金加入者若しくは他制度加入者に該当しなくなったとき又は当該加入者に係る事業主掛金の額若しくは他制度掛金相当額に変更があったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を掛金拠出中小事業主に提出するものとする。	（新設）
一　氏名、性別、住所及び生年月日	
二　当該企業年金加入事業主の名称及び住所	
三　当該企業年金加入事業主に使用されなくなった年月日、当該企業年金加入事業主に使用される者として企業型年金加入者若しくは他制度加入者に該当しなくなった年月日、第１項第４号の額に変更があった年月日又は変更後の当該加入者に係る事業主掛金の額若しくは他制度掛金相当額	
4　前項の申出をする加入者は、前項の申出書（当該加入者に係る事業主掛金の額又は他制度掛金相当額が変更された場合に提出するものに限る。）に、変更後の当該加入者に係る事業主掛金の額又は他制度掛金相当額を証する書類を添付しなければならない。	（新設）
（中小事業主掛金の納付の方法）	（中小事業主掛金の納付の方法）
第80条の２　中小事業主は、第71条の２の規定により中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、第67条第１項第３号の規定により連合会に申し出た掛金引落金融機関情報による口座振替を加入者が区分した拠出期間の最後の月の翌月26日（その日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とする。）に行うことにより納付するものとする。	第80条の２　中小事業主は、第71条の２の規定により中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、第67条第１項第５号の規定により連合会に申し出た掛金引落金融機関情報による口座振替を加入者が区分した拠出期間の最後の月の翌月26日（その日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とする。）に行うことにより納付するものとする。
２　（略）	２　（略）
（運用の方法の選定及び提示）	（運用の方法の選定及び提示）
第90条　個人型運用関連運営管理機関は、運用の方法を選定し、加入者等に提示するに当たっては、次の各号に掲げる基準に従ってこれを行わなければならない。	第90条　個人型運用関連運営管理機関は、運用の方法を選定し、加入者等に提示するに当たっては、次の各号に掲げる基準に従ってこれを行わなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　個人型運用関連運営管理機関が選定・提示する運用の方法の選定は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似していないことその他次に掲げる基準に従って行われるものであること。	三　個人型運用関連運営管理機関が選定・提示する運用の方法の選定は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似していないことその他次に掲げる基準に従って行われるものであること。
イ　第91条第１項第１号イからニ、第２号イからニ、第３号イからオ、第４号イからハ及び第５号イからハに掲げる	イ　第91条第１項第１号イからニ、第２号イからニ、第３号イからオ、第４号イからハ及び第５号イからハに掲げる